

豊中市延滞金減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市諸収入金の督促、延滞金及び過料に関する条例（昭和40年4月1日条例第5号）の規定による延滞金の減免について必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 延滞金の減免の基準は別表のとおりとする。

(減免の割合)

第3条 延滞金の減免の割合は、調査や納付すべき者からの事情聴取に基づき、減免の割合等を決定するものとする。

(減免の申請等)

第4条 延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書及びその理由を証する書類（以下「申請書等」という）を添付して市長に提出しなければならない。

(減免の決定)

第5条 申請書を受理した場合には、その内容を審査し、減免の要件に該当すると認められるときは直ちに減免を決定する。

(減免の期間)

第6条 延滞金を減免することができる期間は、納期限もしくは事実の発生の日からその事実が消滅した日までとする。

(減免の取り消し)

第7条 市長は、延滞金の減免を決定した後に、当該減免の理由が消滅した場合又は、当該減免をすることが不適當であると認める場合は、当該減免措置の全部又は一部を取り消すことができる。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から実施する。

【別表】

減免の要件
(1) 自己の傷病又は生計を同じくする者の死亡若しくは傷病により、生活が困難になった場合
(2) 自己又は生計を同じくする者の失業又は廃業等により、生活が困難になった場合
(3) 災害により資産(地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)第 7 条の 13 の 2 各号に掲げる資産を除く。)に損害を受けたことにより延滞金の納付の資力を失った場合
(4) 前 3 号のいずれかに該当する事実に類する事実があったとき